

令和4年第1回五霞町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和4年3月17日(木曜日)午前10時開議

日程第1 委員長報告・質疑・討論・採決

日程第2 閉会宣告及び議長挨拶

日程第3 町長挨拶

日程第4 閉会

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第32号 五霞町教育委員会教育長の任命同意について

出席議員(10名)

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員(0名)

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	大 関 千 章 君
まちづくり 戦略課長	鳩 貝 浩 之 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	古 郡 健 司 君

都市建設課長	大橋	勝君	産業課長兼 農業委員 事務局局長	笈沼光行君
教育次長	猪瀬	英子君	上下水道課長	松村聖市君

事務局職員出席者

事務局長	田口啓一	書記	落合宏紀
書記	伊藤弘美		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（新井 庫君）おはようございます。
本日の会議を開きます。

◎会議成立の宣言

○議長（新井 庫君）ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎諸般の報告

○議長（新井 庫君）続きまして、地方自治法第121条の規定による本日の出席者を報告いたします。町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しています。また、写真撮影のため、まちづくり戦略課 曾我副主幹の入場を許可しております。

本日の会議は、役場庁舎内において中継配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）それでは、本日の日程により、初めに、所管の委員会へ付託いたしました議案第6号、第7号及び議案第9号から第31号について、それぞれ所管の委員長から審査の経過と結果の報告を求めます。

最初に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。

総務文教委員長。

〔総務文教委員長 樋下周一郎君 登壇〕

○総務文教委員長（樋下周一郎君）皆さん、おはようございます。

10番議員の樋下です。総務文教委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月7日の本会議において、総務文教委員会へ付託されました議案の審査経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月8日、午後1時半から議案等説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求め、委員5名出席のもと開催いたしました。

当委員会へ付託されました案件は、議案第6号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号の各種条例の一部改正に関する件、議案第14号の指定管理者の指定に関する件。また、議案第18号、第19号、第20号、第21号の一般会計及び特別会計に係る所管の補正予算に関する件、合計12件の付託案件に係る審査を実施いたしました。

審査の経過について申し上げます。

まず、議案第6号ほか6件の各種条例の一部を改正する条例においては、条例改正の趣旨や改正に伴う効果等について説明を受け、その後、質疑を行い、審査を実施いたしました。

議案第14号の指定管理者の指定に関する案件では、趣旨や指定に関する効果などの説明を受け、審査を実施いたしました。

続きまして、議案第18号から第21号の一般会計及び各特別会計に係る補正予算の審査では、補正予算計上の必要性や内容に関し説明を受け、その後、質疑を行い、審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました12案件全て全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。報告といたします。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）続いて、経済建設委員会委員長の報告を求めます。

経済建設委員長。

〔経済建設委員長 鈴木喜一郎君 登壇〕

○経済建設委員長（鈴木喜一郎君）おはようございます。

9番議員の鈴木です。経済建設委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月7日の本会議において、当委員会へ付託されました議案審査の経過と結果の御報告をいたします。

当委員会は、3月8日、午前10時から議案説明員として執行部から町長、副町長、担当課長等の出席を求め、委員5名出席のもと開催いたしました。

当委員会へ付託された案件は、議案第15号、第16号、第17号の町道の廃止、路線変更、認定に関する件。また、議案第18号、第22号、第23号、第24号の一般会計及び所管の特別会計などに関する補正予算に関する件、合計7件の付託案件に係る審査を実施いたしました。

審査の経過について申し上げます。

まず、議案第15号、16号、17号の町道の廃止、路線変更、認定に係る審査では、提案理由や実施後の効果について説明を受け、その後、質疑を行い、審査を実施いたしま

した。

続きまして、議案第 18 号、第 22 号、第 23 号、第 24 号の一般会計及び各特別会計などにかかる補正予算の審査では、補正予算計上の必要性や内容に関し説明を受け、その後、質疑を行い、審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました 7 案件全て全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願いを申し上げます、報告といたします。

以上です。

○議長（新井 庫君）続いて、予算特別委員会委員長より報告願います。

予算特別委員会委員長。

〔予算特別委員長 宇野進一君 登壇〕

○予算特別委員長（宇野進一君）皆さん、おはようございます。

8 番議員の宇野です。予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る 3 月 7 日の本会議において、予算特別委員会へ付託されました議案審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3 月 9 日、10 日、14 日の 3 日間、議案等説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求め、委員 9 名出席のもとで開催いたしました。

当委員会へ付託されました案件は、議案第 25 号から議案第 31 号までの一般会計及び特別会計等の令和 4 年度各会計予算に関する件、合計 7 件の付託案件に係る審査を実施いたしました。

審査の経過は、令和 4 年度予算書又は予算案の概要に基づき、各担当課長から説明を受け、その後、質疑を行ったところでございます。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました 7 つの案件全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、歳入面では、ふるさと応援基金事業や新規開発地事業などを推進し、今後の安定的な財源の確保に努めていただくとともに、歳出面では、説明にもありましたとおり、常にコスト意識を持ち、真に必要な事業へ選択と集中を図り、限られた予算の有効活用に努めていただきたいと存じます。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査の経過と結果でございます。

どうか議員各位には、当委員会の決定どおり御賛同くださるようよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

以上です。

○議長（新井 庫君）以上で、各委員会委員長の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

それでは、これより付託案件の採決をいたします。

議案第6号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第6号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第6号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第7号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第7号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 9 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 9 号 五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 10 号 五霞町基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 10 号 五霞町基金条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 11 号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 11 号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 12 号 五霞町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 12 号 五霞町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 13 号 五霞町立小学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 13 号 五霞町立小学校設置条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 14 号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 14 号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 15 号 町道の廃止についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長（新井 庫君）議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 15 号 町道の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 16 号 町道路線の変更についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 16 号 町道路線の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 17 号 町道の認定についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 17 号 町道の認定については、委員長の報告のとおり可決されまし

た。

お諮りいたします。

議案第 18 号 令和 3 年度五霞町一般会計補正予算（第 11 号）、議案第 19 号 令和 3 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 20 号 令和 3 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 21 号 令和 3 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 22 号 令和 3 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 23 号 令和 3 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）及び議案第 24 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 4 号）までは、各会計補正予算で関連しておりますので、一括して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

議案第 18 号から議案第 24 号までを一括して採決することに決しました。

これより一括して討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 18 号から議案第 24 号までは、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 18 号 令和 3 年度五霞町一般会計補正予算（第 11 号）、議案第 19 号 令和 3 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 20 号 令和 3 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 21 号 令和 3 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 22 号 令和 3 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 23 号 令和 3 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、及び議案第 24 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 25 号 令和 4 年度五霞町一般会計予算、議案第 26 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計予算、議案第 27 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 28 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計予算、議案第 29 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計予算、議案第 30 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算及び議案第 31 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計予算は、議案ごとに

採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号から議案第 31 号までは、議案ごとに採決することに決しました。

ここで、議案第 25 号から議案第 31 号までを一括して討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

初めに、議案第 25 号 令和 4 年度五霞町一般会計予算を採決いたします。

議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 25 号 令和 4 年度五霞町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 26 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

議案第 26 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 27 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 27 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 28 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 28 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 29 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 29 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 30 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 30 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 31 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計予算を採決いたします。

議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 31 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中のございますけれども、2階の委員会室において議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様並びに町長、副町長、関係課長の皆様もお集まりをお願いします。

なお、議会運営委員会終了後、議会の全員協議会を開催いたしますので、議会運営委員以外の議員は、議会事務局にて待機していただきたいと思っております。

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前10時57分

○議長（新井 庫君）会議を再開いたします。

◎追加議事

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

会議規則第21条の規定により議事日程を追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

それでは、事務局より議案書等の配布を行います。

〔追加議案書配付〕

○議長（新井 庫君）追加議案につきましては、先ほど開催した議会運営委員会において、運営等について協議されておりますので御報告申し上げます。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）それでは、追加議事日程第1、議案第32号 五霞町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第32号について御提案申し上げます。

議案第32号 五霞町教育委員会教育長の任命同意につきましては、教育長の千葉道子氏より令和4年3月4日付けで、令和4年3月31日をもって、一身上の都合により教育長を退任したい旨の辞職願が提出されたことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、後任には倉持伸樹氏を五霞町教育委員会教育長として任命いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。

倉持伸樹氏におきましては、昭和60年4月から教諭になられ、職歴につきましては、お手元にお配りした履歴書のとおりでございます。本町におきましては、平成26年4月から3年間、県からの教育委員会への派遣指導主事として、また、平成29年4月からの3年間は五霞西小学校の校長として町教育行政に多大な御尽力をいただき、令和4年3月に定年退職を迎えられます。教育関係者からの人望も厚く、学校教育分野に限らず、社会教育分野においても大変教育熱心な方でございます。

なお、任期につきましては、残任期間の令和6年6月30日までの2年3カ月となります。

以上、五霞町教育委員会教育長として任命の同意を求めるものでございます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第32号 五霞町教育委員会教育長の任命同意についてを採決いたします。

議案第32号は原案のとおり、任命同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第32号 五霞町教育委員会教育長の任命同意については、原案のとおり任命同意されました。

◎倉持伸樹氏挨拶

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

議案第32号で任命同意されました倉持伸樹氏に任命同意の報告並びに挨拶を賜りたいと存じますので、議場への入場を許可したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、倉持伸樹氏の入場を許可いたします。

〔倉持伸樹氏 入場〕

○議長（新井 庫君）倉持様に申し上げます。

ただいま、議案第32号 五霞町教育委員会教育長の任命同意については、全議員の

賛成により原案のとおり任命同意されましたので御報告いたします。

ここで、倉持様に登壇にて御挨拶をお願いいたします。

〔倉持伸樹氏 登壇〕

○倉持伸樹氏 染谷森雄町長より五霞町教育委員会教育長に御推挙をいただきました倉持伸樹でございます。

また、議員の皆様にご同意をいただき、誠にありがとうございます。

私は、従前とは異なる立場で、その役割にて五霞町の教育の進化・発展に寄与したいという思いに至り、このたび、決意をさせていただきました。

本日は、教育長の職に臨むに当たり、五霞町定例議会の貴重なお時間を拝借し、私の所信を述べさせていただきます。

施策全般を取りまとめた教育振興ビジョンの堅実な推進とともに、新たな施策を盛り込みつつ、学校教育並びに地域教育に臨む所存でございます。

まず、1点目として、就学前の子供から全ての町民の皆様までの連続した学びでございます。幼児教育の充実、英語教育やICT教育を含む学校教育、そして、生涯教育の充実に努めます。

二つ目は、統合小学校開校に当たり、魅力ある学校を目指し推進していくことでございます。そのためのよりよい教育環境を整えてまいります。

3点目は、児童・生徒の学力の保障でございます。そのための教職員の研修の充実、人材確保に努めてまいります。

以上、教育行政に係る主な施策について述べさせていただきました。

子供たちが社会で活躍するこれからの時代は、高度な自動化が進むとともに、豊かな人間性が尊ばれる、そんな時代になるでしょう。そのような社会を生き抜く力をはぐくむことに、微力ながら貢献し得る今般の重要な役割をつかさどることがとても光栄であり、身の引き締まる思いでございます。

最後に、千葉道子教育長と十分な意思疎通と綿密な引き継ぎを行い、教育大綱と教育振興ビジョンを整えつつ、町長の描かれるまちづくりと歩み合わせて進んでまいりたいと存じます。

結びに、議員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻並びに御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3月17日、倉持伸樹。よろしくをお願いいたします。

○議長（新井 庫君）御挨拶ありがとうございました。

今後は、五霞町教育長としてよろしくお願いをいたします。

ここで退席いただくこととなります。

ありがとうございました。

〔倉持伸樹氏 退場〕

◎議長挨拶

○議長（新井 庫君）以上で、定例会に付された議案は全て終了いたしました。

令和4年第1回五霞町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は11日間の会期で開催されました。議案として副町長の選任同意、教育長の任命同意等の人事案件、条例の一部を改正する条例、一般会計・特別会計等における補正予算。また、令和4年度予算につきましては、予算特別委員会を設置しての審査など、多くの議案が審議されました。議員各位の慎重なる審議と御協力により、本日全議案を議了し、閉会することができました。ここに厚くお礼申し上げます。

執行部におかれましては、本定例会において各議員から出されました意見、要望等について御検討いただき、必要に応じて議会への報告をお願い申し上げます。

最後に、本定例会会期中における執行部の皆様方の丁寧な議案説明と質疑に対する答弁に対し、厚くお礼申し上げます。

簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（新井 庫君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（染谷森雄君）令和4年第1回五霞町議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を述べさせていただきます。

今定例議会におきまして、執行部といたしましては、先ほどの追加議案1件を含めまして29件の審査をいただきました。

特に、令和4年度の各会計の予算案の審査も3日間にわたり予算特別委員会での審査、また、常任委員会での審査等、慎重なる審査の上、ただいま全議案とも原案のとおり御承認を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

予算特別委員会ははじめ、一般質問等、会期中の議員の皆さんにより出されました御意見、御要望につきましては、各担当課でしっかりと精査し、今後の事業推進の中でしっかり生かしてまいりたいと考えております。大変ありがとうございました。

さて、残り半月足らずで令和4年の新年度の行政がスタートいたしますが、昨晚もありましたが、この地震をはじめとする自然災害の対応。また、まだまだ続くであろう新型コロナウイルス感染症との戦い。そして、初日に議会決議されましたロシアによるウクライナ侵攻等、これまでの平穏な私たちの暮らしが、本当にかげがえのない毎日であ

ったと改めて実感をしております。これらの影響で、今後も人々の価値観、生活様式、また、行政と住民とのつながりなど、大きく変化することが予測され、しっかりと注視していかなければなりません。

令和4年度の本町のまちづくりも、国、県の支援事業を踏まえ、「町民の生命を守る」、「町民の暮らしを守る」、「五霞の活力を守る」。この三つの柱を中心に、議員の皆さんの御協力を賜り、また、全役職一丸となり、令和4年度の本町のまちづくりに意欲を維持しながら、この難局を乗り越えられるよう努めてまいりたいと思いますので、どうか引き続き、議員の皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。

大変どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（新井 庫君）これにて、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時13分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員